

農地台帳システム保守業務委託
仕様書

令和4年6月8日

箕面市農業委員会

1	履行期間.....	1
2	システム保守要件.....	1
	(1) システム運用支援.....	1
	(2) ソフトウェア保守.....	2
	(3) その他留意事項.....	2

1 履行期間

農地台帳システム導入後の保守期間は、令和5年1月1日から令和9年12月31日まで(60ヶ月)とする。

2 システム保守要件

農地台帳システムの円滑な運用を維持し、かつ業務の処理効率の維持・向上や、市民サービス等の安定・正確な提供を目的とする。

(1)システム運用支援

本システムの安定稼働を目的として、以下のシステム運用支援作業を実施すること。

ア 障害対応

- ・障害発生時に状況確認、原因究明を行い、復旧作業を行うこと。
- ・障害発生連絡を受けた場合、もしくは障害発生を検知した場合は、原則、即時対応すること。
- ・障害状況、障害対応状況について速やかに報告すること。
- ・再発防止策の検討を行い、報告すること。

イ データの整合性確認と復旧

- ・アプリケーションの障害等によりデータの不整合が生じていないかを確認し、必要に応じてデータの復旧作業を行うこと。
- ・コードテーブルのメンテナンス等が生じたときは、これに合わせたデータ更新等を行うこと。

ウ アプリケーションの変更管理

- ・アプリケーションプログラムの修正等を行った場合には、テスト・稼働確認を行い、本市の承認を得た上で適用すること。
- ・関連する設計書等の改訂を行うとともに、修正履歴をドキュメントとして整備すること。

エ その他

- ・本システムの安定稼働に必要な支援作業を行うこと。

(2)ソフトウェア保守

ア 操作指導保守

- ・ソフトウェアの運用について、原則、開庁日の9:00～17:00の間、電話等による操作説明サポートが可能なこと。
- ・本市の基幹システムデータを利用して行う照合処理に立ち合い、操作指導を実施すること。実施回数は年1回とする。

イ パッケージソフトの保守

- ・法改正等に対応した更新やバージョンアップを行うこと。本対応は原則として、通常保守の範囲内とするが、大規模なシステム改修や国等の補助対象となる改修については、本市と受託者が対応を協議するものとする。
- ・個別カスタマイズにおいて対応したものについて、本システムがバージョンアップ等を行った後も、その機能を引き続き使用できるように対応すること。なお、本対応に係る費用負担は、本市と受託者でその都度協議するものとする。
- ・不具合や脆弱性が発覚した場合は、本システムの正常稼働への影響がないことを十分検証した上で、パッチの適用やバージョンアップ等の必要な作業を実施すること。
- ・変更内容については、関連する設計書や操作マニュアル等へ適宜反映すること。

ウ その他

- ・本システム稼働後5年間保守サービスを提供し、その費用を積算すること

(3)その他留意事項

ア 認定資格

- ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会が制定する「プライバシーマーク」若しくは一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定するISMS 認証機関による「ISMS 認証」を取得していること。

イ 受託業務の再委託

- ・受託業務の一部を第三者に再委託する場合は、本市同意の上、本市個人情報保護条例の規定に基づき実施すること。

ウ 個人情報の取扱等

- ・受注者及び受注者から事業を請け負った者は、本市情報セキュリティポリシーを遵守し、個人情報保護並びに情報漏洩への対策を行うこととし、本業務において知り得た情報は本業務の目的以外に使用し又は第三者開示もしくは漏洩してはならない。

- ・本市においては、個人情報データの本市庁舎外への持ち出しを認めていない。個人情報を扱う作業については、箕面市農業委員会事務局農業振興室内又は指定する場所で行うこと。

エ 施設への出入り

- ・本市の施設等に入入りする場合は、本市職員に事前に連絡し、承認を得ること。また、施設の出入りおよび施設内での行動にあたっては、本市職員の指示に従うこと。

オ 契約終了時のデータ移行

- ・契約期間の終了時には、本市の必要に応じて次期システムに対して、円滑なデータ移行が可能なよう、適切にデータ抽出等の必要な作業・情報開示を行うこと。なお、当作業・情報開示は通常保守の範囲内で行うこと。

カ その他

- ・業務を実施するに当たり、本仕様に疑義が生じた場合は、受注者及び本市の両者で協議の上決定する。